



2023年3月30日

各 位

会社名 九州電力株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘  
(コード番号：9508 東証プライム・福証)  
問合せ先 ビジネスソリューション統括本部  
地域共生本部 経営法務グループ長 田代 哲也  
TEL. (092) 761-3031

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社及び九電みらいエナジー株式会社は、2021年7月13日に特別高圧電力及び高圧電力の供給に関して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に対し全面的に協力してまいりました。

本日、当社は同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、また、九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このたびの命令を厳粛に受け止めるとともに、内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。

あわせて、これまで進めてきた独占禁止法遵守に向けた取組みの一層の強化を図ってまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要（当社及び九電みらいエナジー株式会社）

当社及び九電みらいエナジー株式会社は、九州地区、関西地区における特別高圧電力及び高圧電力の官公庁等の入札契約に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

## 2. 課徴金納付命令の概要（当社）

- ・納付すべき課徴金の額：27 億 6223 万円
- ・納付期限：2023 年 10 月 31 日

公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の 30%減額が認められております。

## 3. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。

## 4. 業績に与える影響

2023 年 3 月期第 3 四半期連結会計期間において、上記課徴金相当額を独禁法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上しており、本件による当期の業績への影響はありません。

以 上